

甲南大学法科大学院入学試験問題について
－ 2017年一般入学試験（後期募集・2月18日） －

試験科目：刑事訴訟法

1. 出題趣旨

3問とも典型的な事案について捜査の適法性の判断と証拠調べ手続の流れを聞き、既修者入学程度の基本知識があるか問うものである。（1）任意捜査と強制捜査の区別（判例）にしたがって、憲法上保護されるべきほど重要なプライバシーの権利が侵害されていると事案に照らして言えるか分析した上で、強制処分にあたるから検証令状によるべきこと、但し、令状執行手続では事前提示が必要となるので、一定の条件を付すことを検討すべきである。（2）証拠物をサンプルにして証拠調べ請求手続の流れを説明することを求めるものである。弁護人が取調べに異議がある以上、採用決定について異議（309条1項異議）を申し立てることも触れて欲しい。（3）違法収集証拠排除法則に関する基本知識を説明し、2段階の主張になることなどをまとめること。（2）と（3）通じて証拠調べ請求手続の基本を問うものである。

2. 採点実感

問題（1）は、強制処分として行うべきプライバシーの権利侵害を認めるべきであり、その場合でも事前令状提示を用する検証許可状では捜査に支障が生じるので、格別に事後の提示を条件付ける必要がある。このあたりまで目配りした起案はなかった。次に、全般に「手続の流れ」に関する基本知識が乏しい。問題（2）（3）について良好な解答は得られていない。問題（2）では、弁護人が「取調べに意義がある」旨証拠意見を述べた段階で、裁判所は異議の理由について釈明を求め、検察官に証拠能力に関する疎明についてどうするのか確認し、弁護人が争う証拠能力に関する争点にそって、検察官が補充の証拠調べを請求することとなる。証拠能力に関する疎明の後、裁判所が採否の決定を行う。これに対しては、弁護人は異議申し立て（309条1項異議）を申し立てる。こうした証拠調べ請求の基本を記述したものはなかった。問題（3）も、主に違法収集証拠排除法則の適用を証拠調べ請求の流れにそって説明することを求めるものであるが、所持品検査の適法性の限界のみ論ずるなど設問とはずれた解答がなされていた。

3. 学習の指針

刑事訴訟法は、「手続の流れ」と各場面での裁判所、裁判官、検察官、弁護人、捜査機関の役割をしっかりと押さえる学習が不可欠である。概説書を使って、正常な手続の流れをつかみ、その上で論点を掘り下げていく学習を加えていくべきである。